

# 国立大学法人滋賀医科大学学長選考・監察会議規程

平成16年4月1日制定

令和4年3月25日改正

## (趣旨)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第7条第2項の規定に基づき、学長選考・監察会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (業務)

**第2条** 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。
- (2) 学長候補者の選考に関すること。
- (3) 学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。
- (4) 学長の業務執行状況の確認に関すること。
- (5) 国立大学法人法第17条第2項及び第3項に掲げる事由であつて、学長に係る場合の調査に関すること。
- (6) 学長の解任に関すること。
- (7) 学長の任期の決定に関すること。
- (8) その他学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項。

## (組織)

**第3条** 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する委員のうち、経営協議会において選出された者 若干名
  - (2) 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号から第7号までに規定する評議員のうち、教育研究評議会において選出された者 若干名
- 2 前項各号の委員の数は同数でなければならない。
  - 3 第1項に掲げる委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (学長選考・監察会議の運営)

**第4条** 学長選考・監察会議は、国立大学法人滋賀医科大学学長選考規程第3条第1項各号に定める理由に該当した場合、議長が必要と認めた場合又は委員の過半数が認めた場合に開催するものとする。

- 2 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選とする。
- 3 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。
- 5 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 6 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長が、必要と認めるときは、委員以外の者の学長選考・監察会議への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第5条** 学長選考・監察会議に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

**第6条** 学長選考・監察会議の議事の手続きその他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。